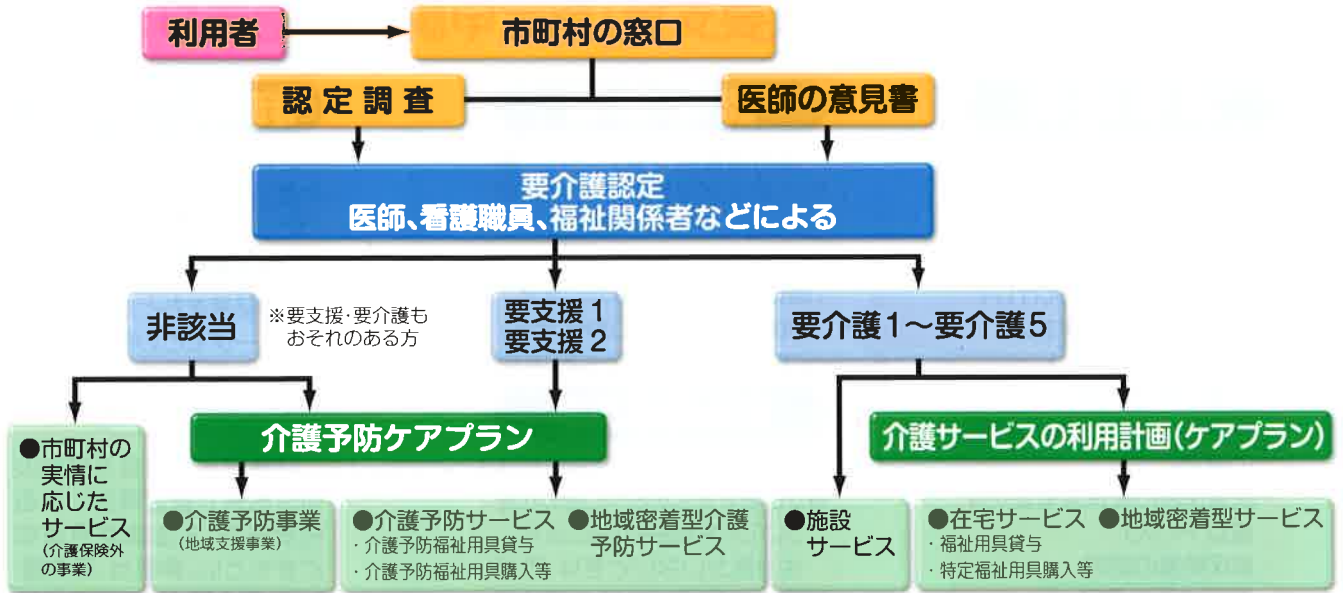


介護サービスの利用手続き



居宅サービスの利用限度額

要支援1・2・経過的要介護(※)及び要介護1~5の認定を受けている人で・在宅でのサービスをご希望の人は、

1ヶ月の利用限度額

の範囲で、1割の負担でサービスを利用することになります。

- 居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(いずれも介護予防サービスを含む)及び介護保険施設入所には適用されません。
- 福祉用具の購入費と住宅改修費は、別に限度額が決められています。

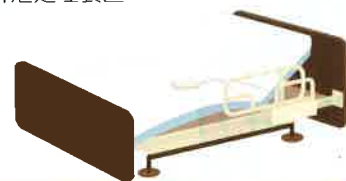
介護度	1ヶ月の利用限度額の目安	自己負担(1割)
要支援1	49,700円分	4,970円
要支援2	104,000円分	10,400円
要介護1	165,800円分	16,580円
要介護2	194,800円分	19,480円
要介護3	267,500円分	26,750円
要介護4	306,000円分	30,600円
要介護5	358,300円分	35,830円

自宅での生活環境を整えるための「居宅サービス」

要介護1-5の人	要支援1・2の人
福祉用具の貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与	介護予防福祉用具の貸与 福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与

貸出しの対象(13種類)

- ①車いす
- ②車いす付属品
- ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品
- ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換器
- ⑦手すり(取り付け工事を伴わないもの)
- ⑧スロープ(//)
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助杖
- ⑪徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト(つり具を除く)
- ⑬自動排泄処理装置



要介護度によって利用できない品目があります。

■サービス費用の目安 用具の種類、貸与業者によって異なります。

※詳細・ご不明点は、各市町村介護保険窓口へお問合せ下さい。